

【マイナンバーが必要です！】 申告には、マイナンバーが記載されている個人番号カードか、通知カードと身分証明書が必要です。忘れずご持参ください。(写しでも可) 代理、郵送の場合は写しを添付してください。
※法人番号の場合は確認資料は不要です。

令和6年度償却資産申告書記載要領

柴田町

提出期限／令和6年1月31日(水)

提出先／柴田町役場 税務課 固定資産税班

申告をしていただく方

令和6年1月1日現在において、工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付けなど、事業を行っている会社や個人の方で、柴田町内に事業の用に供する償却資産を所有している方です。

※【令和5年度償却資産申告書を提出された方】

令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間の増加資産および減少資産についてのみ種類別明細書に記載して申告ください。又、異動のない場合は「異動なし」として申告をしてください。ただし、全資産申告の方法を選択している方は、全資産を申告してください。

※【新たに償却資産申告書を提出される方】

- 新たに事業を開始されている方 ○前年度に申告されなかった方
- すでに申告されている方で申告書の訂正を要する方

令和6年1月1日現在に所有する資産全部について申告してください。

1. 償却資産とは

固定資産税の課税客体となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供する有形の固定資産で所得税法又は法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産をいいます(地方税法第341条第1項第4号)。償却資産の種類は、次のとおりです。

なお、この償却資産の範囲は、法人税確定申告書別表16(一)、(二)(減価償却費の計算)又は所得税確定申告書の償却費の計算欄に記入された資産から固定資産税が課税される家屋、自動車税及び軽自動車税が課税される自動車等を除いたものにおおむね一致します。

区分	資産の種類	品名等（ ）内は財務省令の標準的な耐用年数
1	<第1種> 構築物	路面舗装<コンクリート>(15)、同<アスファルト>(10)、門・塀<コンクリートブロック>(15)、フェンス(10)、花壇・緑化施設(20)、屋上等の広告塔<金属製>(20)、同<その他>(10)、側溝(15)、ネット設備(15)、工場緑化(7)、独立キャノピー(45)、街路灯(10)
1	<第1種> 建物附属設備	受変電・自家発電設備(15)、蓄電池電源設備(6)、屋外給排水・ガス引込み設備(15)、そで看板<金属製>(18)、同<その他>(10)、可動間仕切(15)、同<簡易なもの>(3)、中央監視装置(18)、独立した浄化槽・貯水槽等(15)
2	<第2種> 機械及び装置	飲食店業用設備(8)、家具又は装備品製造業用設備(11)、デジタル印刷システム設備(4)、農業用設備(7)、総合工事業用設備(6)、ガソリン又は液化石油ガススタンド設備(8)、計量証明業用設備(8)、クリーニング設備(13)、自動車整備業用設備(15)、機械式駐車設備(10)、太陽光発電設備(17)
3	<第3種> 船舶	漁船<木船>(4)、同<鋼船>(8)、モーターボート(4) ※ただし、耐用年数は総トン数 20 トン未満の船舶
4	<第4種> 航空機	飛行機(5)、ヘリコプター(5)、グライダー(5)
5	<第5種> 車両及び運搬具	除雪作業車(4)、構内運搬車(7)、大型特殊自動車(ナンバーが0、00～09、000～099及び9、90～99、900～999の区分によるもの)に該当するフォークリフト(4)、クレーン車(7) ※自動車税・軽自動車税の課税対象を除く。
6	<第6種> 工具、器具 及び備品	自動販売機(5)、事務机・ロッカー・キャビネット<金属製>(15)、パソコン(4又は5)、コピー機(5)、応接セット(8)、テレビ(5)、レジスター(5)、冷蔵庫・洗濯機(6)、立看板(3)、金庫(20)、冷暖房機器(6)、理美容機器(5)、衣しょう(2)、楽器(5)、書籍(5)、消火器(10)、切削工具(2)、ロール(3又は4)、測定工具(5) ※建築設備に附属する備品のうち、償却資産の申告の対象となるもの 電話機・電話交換機(10)、デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備(6)、アンプ・スピーカー・マイクロホン<機器のみ>(6)、ネオンサイン(3)、電気時計<機器のみ>(10)、陳列棚(8)、カーテン(3)、ブラインド(10又は5)

2. 申告についての注意事項

(1) 法人税又は所得税が課されない者が所有する資産

法人税又は所得税を課されない者が所有する資産であっても、法人税法又は所得税法の規定により、本来、減価償却が認められる資産であれば、課税の対象となります。

(2) 遊休・未稼働資産

現在稼働していないが有形固定資産として本来の機能を喪失していないもので、いつでも事業の用に供しうる状態にあるものは、償却資産に該当します。

(3) 簿外資産

帳簿に記載されていない、いわゆる簿外資産で事業の用に供することができるものは、償却資産に該当します。

(4) 償却済資産

すでに減価償却が終わって、残存価額のみが計上されている資産で事業の用に供しているものは償却資産に該当します。

(5) 建設仮勘定の資産

建設仮勘定で経理中の資産であっても、賦課期日現在にその一部が完成し事業の用に供しているものについては、その事業の用に供している部分が償却資産に該当します。

(6) 建物附属設備〔参考資料1〕

事業用の建物の附属設備について、固定資産税における家屋の評価に含まれないものは、償却資産に該当します。

(7) 家屋の附帯設備に係るみなし規定の取扱い

家屋の所有者以外の者が取り付け、かつ、付合により当該家屋の所有者が所有することとなった附帯設備については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産に限り、

- ① 当該取り付けた者をもって当該附帯設備の所有者とみなし（＝「みなし所有」）、
 - ② 当該附帯設備のうち、家屋に属するものを償却資産とみなし（＝「みなし償却資産」）、
- 固定資産税を課税することとなります。

(8) 少額償却資産

耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、その資産の取得に要した経費の全部が所得の計算上損金又は必要な経費に算入されたもの、取得価額が20万円未満の資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行ったものは、課税の対象にはなりません。

ただし、中小企業者を対象に設けられた租税特別措置法上の少額資産（取得価額が30万円未満）の一時損金算入特例の適用資産については、申告が必要となります。

(9) 評価に用いる減価率

償却資産の評価は、いわゆる定率法による減価率を用いることになっております。したがって、法人税又は所得税における減価償却とは必ずしも一致しません。定額法償却を採用している場合は定率法償却により換算してください。

(10) 残存価額に達した資産

減価償却が取得金額の95%以上に達した場合でも、現に事業の用に供している資産は取得価額の5%の額を記載してください。

(11) 圧縮記帳の取扱い

税務会計においては圧縮記帳が認められておりますが、固定資産税においては、認められませんので圧縮額も取得価額に含めて計算してください。

(12) 特別償却の取扱い

租税特別措置法に基づく特別償却制度のような税務会計の特例については一切固定資産税において採用しておりません。

(13) 電算出力について

申告に際してのコンピューターの使用についてこれを認めます。

3. 課税標準・税率・免税点等

- (1) 償却資産に対して課する固定資産の課税標準は、令和6年1月1日現在における当該償却資産評価額で課税台帳に登録されたものです。
- (2) 税率は100分の1.4です。
- (3) 償却資産の免税点は課税標準となるべき額が150万円未満となる場合ですが、課税されるかどうかは評価計算をした結果判定しますので資産の多少にかかわらず申告して下さい。

4. 償却資産課税台帳の閲覧

課税台帳の閲覧は令和6年4月1日から柴田町役場において納税義務者の閲覧に供します。閲覧期間中(令和6年4月1日から令和6年5月31日まで)以外は有料となります。

5. 課税標準の特例資産

〔参考資料2〕

地方税法第349条の3及び本法附則第15条には、変電所、送電設備等の課税標準額の特例をはじめ、町が特例率を定める規定など、固定資産税の軽減措置が設けられています。該当資産がある場合は、当該資産明細書の摘要欄に該当条項を記入し、特例資産であることを確認できる書類(証明書の写し等)を添えて申告してください。

6. 不申告又は虚偽の申告

後日の調査により申告をしなかったり、申告の内容が虚偽であったような場合には不足税額が追徴されます。また、地方税法第385条(固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪)により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられ、または同法第386条(固定資産に係る不申告に関する過料)により10万円以下の過料を科せられます。

7. 実地調査のお願い

申告書受理後、地方税法に基づいて実地調査を行うことがありますので、その節はご協力をお願い致します。

【参考資料1】

建築設備の償却資産と家屋の区分表

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	原則として家屋に含めるもの
電気設備	変電設備	変電設備（配線を含む）	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機附属設備（配線含む）	
	中央監視制御装置	中央監視制御装置（配線を含む）	
	電灯、照明設備		照明器具、配分電盤、電灯配線
	電力配線設備	工場用動力配線	スイッチ、開閉器、動力配線
	電話設備	交換機電源装置	配線、配管
	インターホン設備	マイクロホン、拡声器	配線
	火災報知装置	屋外のもの	屋内のもの 機械、配線
	拡声装置 電気時計設備	マイクロホン、拡声器、増幅器、時計配電盤、充電器、時報時計、モーターサイレン	配線
ガス設備	供給設備	メーター、屋外配管、生産事業用設備一式	配管
給排水設備	水源	井戸	
	揚水設備		揚水ポンプ、モーター
	水処理設備	独立高架水槽	沈殿、ろ過設備
	給水設備	屋外給排水配管・受水槽	受水槽、止水栓、ポンプ、配管
	排水設備	生産事業用設備一式	排水ポンプ 排水管
給湯設備	局所式給湯法 中央式給湯法	湯沸器、貯湯槽、バーナー ボイラー（事業用） 独立煙突	ボイラー、貯湯槽
衛生設備			浴槽、シャワー、手洗器、浄化槽
消火設備		ホース、ノズル、消火器	消火栓設備 スプリンクラー
換気設備			換気扇、ベンチレーター
冷暖房設備		パッケージエアコンディショナー ウィンドクーラー、恒温恒湿設備	ボイラー、附属設備、ペチカ
避雷設備			避雷設備
運搬設備		ベルトコンベア	エレベーター エスカレーター
その他の特殊な設備	劇場用設備		舞台装置 固定椅子
	自動扉設備		自動扉設備
	簡易間仕切	簡易間仕切	
	厨房設備	厨房設備	

(注) この表は、一般的な設備について区分したので、ここに記載されていない設備で不明の点は係までお問い合わせください。

【参考資料2】

償却資産にかかる課税標準額の特例一部抜粋

適用条文中、「法」＝「地方税法」、「法附則」＝「地方税法本法附則」をいう。

課税標準の特例（適用条文）	課税標準額に乗じる率等	添付書類等
家庭的保育事業の用に直接供する資産 (法第 349 条の 3㉗)	課税標準額 1/2 適用取得年：H29. 4. 1～	・家庭的保育事業の認可が必要 ○認可証の写し
居宅訪問型保育事業の用に直接供する資産 (法第 349 条の 3㉘)	課税標準額 1/2 適用取得年：H29. 4. 1～	・居宅訪問型保育事業の認可が必要 ○認可証の写し
事業所内保育事業の用に直接供する資産 (法第 349 条の 3㉙)	課税標準額 1/2 適用取得年：H29. 4. 1～	・事業所内保育事業の認可が必要 ○認可証の写し
企業主導型保育事業の用に供する資産 (法附則第 15 条㉚)	課税標準額 1/2 新設後 5 年度分 適用取得年：H29. 4. 1～	・H29. 4. 1 から R5. 3. 31 に事業対象として政府の補助を受けたもの ○補助金決定通知書の写し
中小事業者等が中小企業等経営強化法の規定に基づき取得した設備 (法附則第 64 条)	課税標準額に 0 を乗ずる 新設後 3 年度分 適用取得年：R3. 4. 1～R5. 3. 31	・中小企業が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画の認定を受けて取得した事業用家屋、構築物、機械および装置、工具、器具、建物附属設備。 ○先端設備等導入計画に係る認定申請書写し ○先端設備等導入計画認定書 ○工業会等による強化法の経営力向上設備等及び向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書写し
水質汚濁防止法に規定する公害防止用設備 (法附則第 15 条㉛-1)	課税標準額 1/3 適用取得年：R4. 4. 1～R6. 3. 31	・水質汚濁防止法に規定する公害防止用設備。 ・第 2 条第 2 項に規定する特定施設又は同条第 2 項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設で総務省令で定めるもの
中小事業者等が取得した大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設 (旧法附則第 15 条㉜-2)	課税標準額 1/2 適用取得年：R4. 4. 1～R6. 3. 31	・租税特別措置法に規定する中小事業者等が取得した大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設
公共下水道を使用する者が設置した下水道除害施設 (法附則第 15 条㉝-5)	課税標準額 3/4 適用取得年：R4. 4. 1～R6. 3. 31	・下水道法第 12 条の 11 に規定する、町が条例で除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めた施設であるもの。 ○除害施設設置検査書の写し。
太陽光発電設備（10KW 以上 1,000KW 未満） (法附則第 15 条㉞1-イ)	課税標準額 2/3 新設後 3 年度分 適用取得年：R2. 4. 1～R6. 3. 31	・再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けていること。 ・固定価格買取制度の認定を受けていないもの。 ○補助金決定通知書の写し
農業協同組合等が国の補助金等を受けて取得する資産 (法第 349 条の 3㉟)	課税標準額 1/2 新設後 3 年度分	・国の補助金等の交付又は資金の貸付けを受けていること。 ○補助金等決定通知書の写し。

■この他にも、特例の適用される資産があります。詳しくは、係までお問い合わせください。

償却資産申告書記載例

次の償却資産申告書記載例及び申告の手引により記載してください。

令和 年 月 日
令和 6 年度
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

〒100-0000
東京都千代田区一丁目1番1号
(電話 123-1234)

株式会社〇×
代表取締役 宮城太郎 (屋号)

受付印 ()

柴田町長 (あて先)

郵便番号を記載してください。

個人番号又は住民票番号 ()

事業種目 ()

事業開始年月 ()

事業開始年 ()

事業開始日 ()

事業開始場所 ()

税理士等の氏名 ()

この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。

法人又は個人を囲い、マイナンバー制度で付与された番号を記載してください。(個人12桁、法人13桁、右づめで)

事業の種目を具体的に記載してください。資本金又は出資金等の金額も記載してください。

個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は設立年月を記載してください。

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
	千円	千円	千円	千円
1 構築物				
2 機械及び運搬器具	2,000,000		2,000,000	5,000,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬器具				
6 工具、器具及び備品		3,905,000		
7 合計				

資産の種類

1 構築物

2 機械及び運搬器具

3 船舶

4 航空機

5 車両及び運搬器具

6 工具、器具及び備品

7 合計

決定価格 (ホ) ※

課税標準額 (ト) ※

評価額 (ホ)

決定価格 (ヘ) ※

課税標準額 (ト) ※

15 町内における事業所等資産の所在地

16 借入金 (有) (無)

17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有) (借家)

18 備考(添付書類等)

前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。(種類別明細書(減少用)の取得価額の合計額と同じです。)

前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

評価額の合計額を資産の種類別に記載してください。(全資産申告の務合、種類別明細書(全資産用)の「評価額の合計額」と同じです。)

前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。(種類別明細書(減少用)の取得価額の合計額と同じです。)

前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

評価額の合計額を資産の種類別に記載してください。(全資産申告の務合、種類別明細書(全資産用)の「評価額の合計額」と同じです。)

前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。(種類別明細書(減少用)の取得価額の合計額と同じです。)

前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

評価額の合計額を資産の種類別に記載してください。(全資産申告の務合、種類別明細書(全資産用)の「評価額の合計額」と同じです。)

前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。(種類別明細書(減少用)の取得価額の合計額と同じです。)

前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

評価額の合計額を資産の種類別に記載してください。(全資産申告の務合、種類別明細書(全資産用)の「評価額の合計額」と同じです。)

前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。(種類別明細書(減少用)の取得価額の合計額と同じです。)

前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

評価額の合計額を資産の種類別に記載してください。(全資産申告の務合、種類別明細書(全資産用)の「評価額の合計額」と同じです。)

前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。(種類別明細書(減少用)の取得価額の合計額と同じです。)

前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

評価額の合計額を資産の種類別に記載してください。(全資産申告の務合、種類別明細書(全資産用)の「評価額の合計額」と同じです。)

前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。(種類別明細書(減少用)の取得価額の合計額と同じです。)

前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

評価額の合計額を資産の種類別に記載してください。(全資産申告の務合、種類別明細書(全資産用)の「評価額の合計額」と同じです。)

※印の欄は記載しないでください。

種類別明細書の書き方

- 資産の種類
 - 資産の名称等
 - 数量
 - 取得年月
 - 取得価額
 - 耐用年数
 - 減価残存率
 - 申告年数
1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具・器具及び備品
 資産の名称及び規格等をカタカナで記載してください。
 アビア数字で記載してください。
 資産を実際に取得した年月を記載してください。年号については、1. 明治、2. 大正、3. 昭和、4. 平成、5. 令和とし、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。
- 償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。)を記載してください。また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。
- 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2及び別表第5から別表第9までに掲げる耐用年数を記載してください。
- 申告の手引P14の減価残存率表に掲げる当該減価残存率を記載してください。
- 申告年数について最初に申告した年数を記載してください。

種類別明細書記載例

次の種類別明細書記載例及び申告の手引により記載してください。

1. 種類別明細書(増加資産・全資産用)

令和6年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

※	所有者コード		※	所有者名		1枚のうち											
	資産の種類	資産コード		株式会社	〇	×	1枚目										
01	5	シヨベルローダー	2	5	0	5	0	5	取得年月 年 月	取得価額 千円	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準額	増加事由	摘要	
									2 5 0 5 0 5	5 000 000	4	1	3 905 000			①・2 3・4	

第二十六号様式別表一(提出用)

- 資産コード……………新規による異動については記載する必要はありません。ただし、修正があるときは別添種類別明細書(ブルーリスト)の資産番号を必ず記載し、修正を必要とする欄のみ記載してください。
- 増加事由……………1. 新品取得、2. 中古品取得、3. 移動による受入れ、4. その他のいずれかに該当する番号を○で囲んでください。
- 価額は次の算式によって計算した償却資産の価額を記載してください。
 - ① 前年中に取得した資産 取得価額×半年償却における減価残存率(申告の手引P14の減価残存率表の中の㊸の欄)
 - ② 前年前に取得した資産 取得価額×半年償却における減価残存率×1年償却における減価残存率(表中㊹の欄)ⁿ⁻¹
 (注)nは、当該償却資産を取得した日から前年までの経過年数をいいます。

2. 種類別明細書(減少資産用)

種類別明細書(減少資産用)

令和6年度

※		所有者コード		※		所有者名		1枚のうち	
						株式会社○×		1枚目	
資産の種類	行番号	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月	取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分
5	01	1	フオーグソフト	1	4 2 2 1	2,000,000 <small>千円</small>	4	1 1	1 1 1 1 1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他 1・②・3・4 ①・2

第二十六号様式別表二(提出用)

- 資産番号(抹消コード)……別添種類別明細書(ブルーリスト)の資産番号を記載してください。
- 減少の事由及び区分……当該償却資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。

第 26 号様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者が、地方税法（以下「法」という。）第 383 条又は第 745 条第 1 項の規定により、市町村長又は都道府県知事へ、当該償却資産の申告をする場合に使用するものです。
- (2) 償却資産の申告は、「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」、「種類別明細書（減少資産用）」の 3 種類を 1 組として提出することになります。
- (3) 「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」は、提出用控用 2 枚で、複写ではありません。それぞれ記入ください。「種類別明細書（増加資産・全資産用）」、「種類別明細書（減少資産用）」は、それぞれ 3 枚複写となっており、1 枚目は提出用、2 枚目は電算入力用、3 枚目は控用ですので、提出用と電算入力用を各市町村に提出してください。

2 記載要領

- (1) 償却資産申告書は、次によって記載してください。
- (2) 「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」の各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
※所有者コード	記載する必要はありません。	
1. 所有者及び納税通知書送達先の住所	住所及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。 また、ビル等に入居している場合は、ビルの名称階数及び部屋番号を記載してください。	所有者の住所は主たる事務所等の所在地を記載することになりますが、それ以外の事務所等で固定資産税に関する事務を行っていれば、当該事務所等の所在地を納税通知書送達先の住所欄に記載することになります。
2. 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	氏名を記載し、ふりがなを付して押印してください。 なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載し、社印及び代表者印を押印してください。 屋号があれば記載してください。	
3. 個人番号または法人番号	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバーの制度）により付与された、12 桁（法人は 13 桁）の番号を記入してください。	個人・法人別を○囲いし、右づめで記入してください。
4. 事業種目（資本等の金額）	事業の種目を具体的に記載してください（例えばミシン製造業、自動車販売業等）。 また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記載してください。	2 以上の事業を行う場合には、主たる事業種目を記載してください。
5. 事業開始年月	個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記載してください。	
6. この申告に応答する者の係及び氏名	この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。	

欄	記載のしかた	留意事項
7. 税理士等の氏名	経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。	
8. 短縮耐用年数の承認	法人税法施行令第 57 条第 1 項又は所得税法施行令第 130 条第 1 項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	「有」に該当する場合は、「承認通知書」の写を添付してください。
9. 増加償却の届出	法人税法施行令第 60 条又は所得税法施行令第 133 条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	「有」に該当する場合は、「届出書」の写を添付してください。
10. 非課税該当資産	非課税に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。 なお、非課税に該当する資産の価額等は、この申告に含めないでください。	非課税に該当する資産については、事務の都合上、別途書類を提出していただく場合があります。
11. 課税標準の特例	課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	課税標準の特例に該当する資産については、事務の都合上、別途書類を提出していただく場合があります。
12. 特別償却又は圧縮記帳	租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法第 42 条から第 50 条まで及び第 142 条の規定又は所得税法第 42 条から第 44 条まで及び第 165 条、第 58 条の規定による圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。	償却資産の評価においては特別償却及び圧縮記帳は認められておりません。
13. 税務会計上の償却方法	税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。	
14. 青色申告	法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方を○で囲んでください。	
15. 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	申告先の同一市(区)町村内における事業所等資産の所在地を記載してください。 また、2以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記載し、その主たる番号を○で囲んでください。	事業所等資産の所在地が1か所だけでその所在地が「1住所(又は納税通知書送達先)」と同一の場合には、本欄の記載の必要はありません。
16. 借用資産(有・無)	借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。 なお、借用資産がある場合には貸主の名称等を記載してください。	
17. 事業所用家屋の所有区分	事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。	
18. 備考(添付書類等)	次のような事項を記載してください。 ①「短縮耐用年数承認書の写」、「増加償却の届出書の写」等、添付した書類の名称	

欄	記載のしかた	留意事項
	②非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項 ③償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したことその他これに類する特別の事由があり、かつその価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度 ④前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称等の参考となる事項 ⑤その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項	
取得価額 前年前に取得したものの(イ) 前年中に減少したものの(ロ) 前年中に取得したものの(ハ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) =(ニ)	前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。 ((イ)前年前に取得したもの)-(ロ)前年中に減少したもの)+(ハ)前年中に取得したものによって算出した、取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	この額は前年度の申告書の(ニ)の欄の額と同じです。 この欄の合計額は種類別明細書(減少資産用)の取得価額の合計額と同じです。 この欄の合計額は種類別明細書(増加資産用)の取得価額の合計額と同じです。
評価額(ホ)	記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記載を必要とします。評価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	全資産申告の場合は、種類別明細書(全資産用)の「価額」の合計額と同じになります。
※決定価格(ヘ)	記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記載を必要とします。この場合「評価額(ホ)」の合計額と同じになります。	
※課税標準額(ト)	記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記載を必要とします。この場合、種類別明細書(全資産用)の「※課税標準額」の合計額と同じになります。	「課税標準額の特例」の適用がある場合は、特例適用後の価額で合計を求めます。

(3) 「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
令和 年度	申告の年度を記載してください。	
※所有者コード	記載する必要はありません。	
所有者名	氏名又は名称を記載してください。 また、この「種類別明細書（増加資産・全資産用）」について、3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。	
資産の種類	「1. 構築物」、「2. 機械及び装置」、「3. 船舶」、「4. 航空機」、「5. 車両及び運搬具」、「6. 工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1から6までの数字を記載してください。	
資産番号	この欄の記載を必要とする場合は、別添の種類別明細書（プルーフリスト）によって記載してください。	
資産の名称等	資産の名称及び規格等を記載してください。	
数量	資産の数量を記載してください。	
取得年月（年号、年、月）	資産を実際に取得した年月を記載してください。 なお、年号については、1. 明治、2. 大正、3. 昭和、4. 平成、5. 令和とし、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。	
取得価額（イ）	当該資産の取得価額を記載してください。 なお、「取得価額」は、償却資産を取得するための通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。）をいいます。 また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。	昭和25年12月31日以前に取得された資産については、「物価の変動に応ずる補正倍数表」により、その取得価額を補正する必要があります。 詳細は、担当（部）課へお尋ねください。

欄	記載のしかた	留意事項
耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第9まで（別表第3及び第4を除く）に掲げる耐用年数を記載してください。 なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。	短縮耐用年数を適用している場合は、必ず「耐用年数の短縮承認通知書」の写を添付してください。
減価残存率（ロ）	下記の減価残存率表により耐用年数に応ずる減価残存率を記載してください。	

減 価 残 存 率 表

耐用年数	減 価 残 存 率		耐用年数	減 価 残 存 率		耐用年数	減 価 残 存 率	
	前年中 ㉠ 取得のもの	前年前 ㉡ 取得のもの		前年中 ㉠ 取得のもの	前年前 ㉡ 取得のもの		前年中 ㉠ 取得のもの	前年前 ㉡ 取得のもの
2	0.658	0.316	35	0.968	0.936	68	0.983	0.967
3	0.732	0.464	36	0.969	0.938	69	0.983	0.967
4	0.781	0.562	37	0.970	0.940	70	0.984	0.968
5	0.815	0.631	38	0.970	0.941	71	0.984	0.968
6	0.840	0.681	39	0.971	0.943	72	0.984	0.968
7	0.860	0.720	40	0.972	0.944	73	0.984	0.969
8	0.875	0.750	41	0.972	0.945	74	0.984	0.969
9	0.887	0.774	42	0.973	0.947	75	0.985	0.970
10	0.897	0.794	43	0.974	0.948	76	0.985	0.970
11	0.905	0.811	44	0.974	0.949	77	0.985	0.970
12	0.912	0.825	45	0.975	0.950	78	0.985	0.971
13	0.919	0.838	46	0.975	0.951	79	0.985	0.971
14	0.924	0.848	47	0.976	0.952	80	0.986	0.972
15	0.929	0.858	48	0.976	0.953	81	0.986	0.972
16	0.933	0.866	49	0.977	0.954	82	0.986	0.972
17	0.936	0.873	50	0.977	0.955	83	0.986	0.973
18	0.940	0.880	51	0.978	0.956	84	0.986	0.973
19	0.943	0.886	52	0.978	0.957	85	0.987	0.974
20	0.945	0.891	53	0.978	0.957	86	0.987	0.974
21	0.948	0.896	54	0.979	0.958	87	0.987	0.974
22	0.950	0.901	55	0.979	0.959	88	0.987	0.974
23	0.952	0.905	56	0.980	0.960	89	0.987	0.974
24	0.954	0.908	57	0.980	0.960	90	0.987	0.975
25	0.956	0.912	58	0.980	0.961	91	0.987	0.975
26	0.957	0.915	59	0.981	0.962	92	0.987	0.975
27	0.959	0.918	60	0.981	0.962	93	0.987	0.975
28	0.960	0.921	61	0.981	0.963	94	0.988	0.976
29	0.962	0.924	62	0.982	0.964	95	0.988	0.976
30	0.963	0.926	63	0.982	0.964	96	0.988	0.976
31	0.964	0.928	64	0.982	0.965	97	0.988	0.977
32	0.965	0.931	65	0.982	0.965	98	0.988	0.977
33	0.966	0.933	66	0.983	0.966	99	0.988	0.977
34	0.967	0.934	67	0.983	0.966	100	0.988	0.977

欄	記載のしかた	留意事項
価額 (二)	<p>次の算式によって計算した償却資産の価額を記載してください。</p> <p>①前年中に取得した資産 取得価額×A</p> <p>②前年前に取得した資産 前年度評価額×B</p> <p>③前年前に取得した資産で新たに課税されるもの 取得価額×A×B^{n-1}</p> <p>(注) 1. A及びBは、減価残存率表に掲げる耐用年数に応ずるA欄及びB欄の減価残存率をいいます。</p> <p>2. nは(評価額を求める年度－取得年次)の算式によって求められる年数をいいます。</p>	<p>増加償却、陳腐化償却又は評価額の補正の適用を受ける資産については通常の控除額にこれらの償却等を行ったことによる控除額を加算して価額を算出してください。</p>
※課税標準の特例 (率・コード)	<p>記載する必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、次の例のように記載してください。</p> <p>(例)</p> <p>$\frac{1}{12}$の特例 → 112</p> <p>$\frac{2}{3}$の特例 → 203</p>	
※課税標準額	<p>記載する必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、個別の資産に係る決定価格(償却資産の申告書「決定価格(へ)」欄の額に算入されている額)を記載してください。</p> <p>なお、課税標準の特例の適用を受ける資産については、当該決定価格に特例率を乗じて得た額を記載してください。</p>	
増加事由	<p>資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号を○で囲んでください。</p>	
摘 要	<p>当該資産について、次のような事項を記載してください。</p> <p>①課税標準の特例がある資産について、その適用条項(例：法第349条の3第1項)</p> <p>②割賦販売資産等第342条第3項の規定の適用がある資産については、その旨の表示と売主の名称等</p> <p>③耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示</p> <p>④短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示</p> <p>⑤増加償却を行っている資産についてはその旨の表示</p> <p>⑥その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項</p>	

(4) 「種類別明細書（減少資産用）」の各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
令和 年度	申告の年度を記載してください。	
※所有者コード	記載する必要はありません。	
所有者名	氏名又は名称を記載してください。 また、この「種類別明細書（減少資産用）」について、 <u>3枚のうち2枚目</u> というようにページ数を付けてください。	
資産の種類	「1. 構築物」、「2. 機械及び装置」、「3. 船舶」、「4. 航空機」、「5. 車両及び運搬具」、「6. 工具、器具及び備品」の資産に対応する1から6までの数字を記載してください。	
資産番号 (抹消コード)	この欄の記載を必要とする場合は、別添の種類別明細書（プルーフリスト）によって記載してください。	
資産の名称等	前年中に減少した資産の名称等を記載してください。	
数 量	前年中に減少した資産の数量を記載してください。	
取得年月（年号、年、月）	前年中に減少した資産を取得した年月を記載してください。 なお、年号については、1. 明治、2. 大正、3. 昭和、4. 平成、5. 令和とし、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。	
取得価額	減少した資産の取得価額を記載してください。 なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください。	資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少後の取得価額を修正として「種類別明細書（増加資産・全資産用）」にも併せて記載してください。
耐用年数	当該資産の耐用年数を記載してください。	
申告年度	当該資産について最初に申告した年度を記載してください。	
減少の事由及び区分	当該償却資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。	
摘 要	①当該資産が減少した事由について、「1. 売却」にあつてはその売却先の名称等を、「2. 滅失」にあつてはその滅失の理由等を、「3. 移動」にあつてはその減少の事由等を記載してください。 ②減少の区分が「2. 一部」に該当する場合には次の例のようにします。 （例）当初取得価額 50 万円（数量 5）のうち 20 万円（数量 2）分減少 ③その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記載してください。	減少の区分が「2. 一部」に該当する場合には、減少後の数値（数量、取得価額等）を修正として「種類別明細書（増加資産・全資産用）」にも併せて記載してください。